

県境不法投棄事案に係る住民説明会

日 時：令和5年1月30日（月）

13時30分から15時まで

場 所：田子町中央公民館 ホール

（司会）

お待たせいたしました。

御案内の時間が参りましたので、ただ今から「県境不法投棄事案に係る住民説明会」を開催いたします。

はじめに、県の石坂環境生活部長から、御挨拶を申し上げます。

（石坂部長）

皆さん、こんにちは。

青森県環境生活部長の石坂でございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

田子町の皆様には、これまで県境不法投棄事案について、御理解、御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

また、山本町長様はじめ、田子町役場の皆様には、本日の説明会の開催にあたり、町民の方々への周知など、多大な御協力をいただきました。この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、県では、県境不法投棄現場の原状回復につきまして、現場周辺地域の生活環境を保全するため、これまで現場を取り囲む遮水壁の設置や浸出水処理施設の整備などの汚染拡散防止対策を講じた上で、不法投棄された廃棄物等の全量を撤去し、さらには現場内地下水の浄化対策など、皆様の御理解と御協力のもと、様々な取組を行って参りました。

その結果、現在に至るまで、現場周辺地域の生活環境への影響は確認されていない状況でございます。

現場内地下水の浄化につきましては、当初の計画では、今年度中に終了する予定でしたが、全体としては、周辺環境に影響を与えることのない水準まで浄化が進んでいる一方で、個々の観測地点を見ますと、一部に予測よりも浄化が遅れて場所があり、原状回復対策推進協議会で了承された浄化終了要件を満たしていないことから、来年度以降も浄化対策を継続することといたしました。

本日は、このような状況を田子町の皆様に御説明させていただきたく、このような場を設けさせていただきました。

県といたしましては、住民の皆様の安全・安心のために、不法投棄現場の原状回復が早期に完了するよう、来年度以降も全力を挙げて対策に取り組んで参りますので、引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

(司会)

次に田子町の山本町長様から御挨拶をいただきたいと思います。

山本町長、よろしく申し上げます。

(山本町長)

皆さん、こんにちは。

寒い中、そして足下の悪い中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、環境生活部長様はじめ、職員の皆様、八戸広域水道企業団からは、古川副企業長にもお越しいただきまして本当に感謝申し上げます。

三村知事が就任3日目に田子町に来られて、そして、この現状を理解していただき、全量撤去の方針を示していただいて、特措法が成立し、翌年の1月には計画書を提出して、この取組が始まりました。

10年間という期限の中で始まりましたけれども、平成21年の11月であります、この、今、問題にしている1.4-ジオキサンの環境基準の認定をされ、新たな目標としましては、水質の浄化というのが行わなくてはならなくなったというところで、もう10年の延長をしていただき、今年度一杯がその20年というふうなことになるかと思えます。

本来であれば、三村知事には、この浄化がすっかり終わるまで就任をいただければありがたいなと思っておりますが、退任の意向を示されておりますので、残った分、しっかりと我々も協力して、浄化が完了し、両県でもってしっかりとした終息の宣言ができるように取り組んでいきたいものと思っております。

また、県の皆様の御努力によりまして、国の支援も5年間いただけることとなりました。この間、しっかりとこのような水質浄化が行われるように、また、本県現場は浄化が更に難しい、斜面の有するところなものですから、なかなか進みは、一生懸命頑張っていたいておりますが、進んでこなかったという部分もあります。

この5年間でしっかりと行うということで確認しておりますし、今日は、これまでの歩みと共に今後の考え方を皆様と共に共有しながら、なお、青森県と一緒にこの取組をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

様々な疑問等々がある場合には、それを是非、言っていただきまして、理解を深めていただきたいと思えます。

青森県の皆様のこれまで歩みを見てみますと、まずは、遮水壁を作ったことが非常に大きな効果をもって、今、やりやすい仕組みを作っていただいていると思えます。水の流

れ、汚染につきましては、当初、想定にはあまりしていなかったのですが、それが、大きな課題として取り上げられ、今に至ったことを考えますと、先見の明があったというふうなことと共に、これが、我が町の安心をまず一番創り出していただいている、というようなことになろうかと思えます。

今後の歩みにつきましては、詳しいところは、今日説明していただきますけれども、皆さんも現場の方では、今どんなふうに行っているのか、なかなか、様々な県の方の取り組みにつきましては、現場でお話したり、あるいはケーブルテレビでも協議会の様子をお知らせしているところがございますけれども、直接お話を聴く良い機会でございますので、何かございましたら御発言いただきたいと思います。

今日は、時間の許す限りの中でありまして、皆様からもこういう形で進めていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは、ここで県の職員を紹介させていただきます。

先ほど、御挨拶申し上げました、環境生活部長の石坂でございます。

環境生活部次長の工藤でございます。

環境保全課長の山舘でございます。

県境再生対策監の野澤でございます。

続いて、環境保全課環境再生対策グループの職員を紹介させていただきます。

グループマネージャーの夏井副参事でございます。

大西総括主幹でございます。

竹谷主査でございます。

對馬技師でございます。

また、本日は、八戸圏域水道企業団の古川副企業長、西野水質管理課長の御出席をいただいております。

最後になりましたが、私は、本日の説明会の司会進行を務めさせていただきます、県境再生対策グループの工藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして説明に入らせていただきますが、説明に先立ちまして、皆様にお配りしている資料を確認させていただきたいと思えます。

次第、スライドを印刷した資料はお手元にありますでしょうか。

なお、説明に対する御質問につきましては、説明が終わった後にまとめてお受けしますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、正面のスクリーンを使いながら御説明いたします。

(県)

皆さん、こんにちは。

改めまして、県の環境保全課環境再生対策グループマネージャーをしております夏井と申します。

私の方から、皆様のお手元にあります青い表紙がついている「県境不法投棄事案に係るこれまでの取組と浄化対策の継続について」ということで、こちらをスクリーンの方に1枚ずつ映しながら御説明を差し上げます。適宜、お手元の資料と併せて御説明を聞いていただければと思います。

それでは、早速、説明に移ります。

まず、1ページ目でございます。

こちらは、県境不法投棄事案の概要でございます。

概要ですが、青森・岩手県境不法投棄事案は、平成11年11月、青森・岩手県警察合同での強制捜査により発覚いたしました。全国最大級の産業廃棄物不法投棄事案でございます。

この事案の概要でございますが、産業廃棄物処理業者であります三栄化学工業と懸南衛生が大量の産業廃棄物を不法投棄していたというものでございました。

写真が2枚ほどございます。

左側が事案発覚当初の現場の様子でございます。黄色い真ん中の点線が岩手県と青森県の県境でございます。ここに跨って不法投棄が行われておりました。

右側の写真ですけれども、これが、投棄されていた状況の写真、断面図でございますが、まず廃棄物を捨てて、その上に土を被せて、また廃棄物を捨てて、その上に土を被せるというふうにも渡って、このように投棄されていたという状況でございました。

続きまして、2枚目でございます。

不法投棄現場の調査・解析ということで、平成11年度から14年度までの調査の状況でございます。

県は、不法投棄現場の効果的な原状回復対策を講じるため、水質調査などの周辺環境モニタリング調査を継続的に実施しながら、汚染実態調査など、不法投棄現場の調査・解析を行っております。

県が実施した調査の内容を枠で囲ってございます。

1つ目、水質検査、これが平成11年度から12年度でございます。現場周辺環境への影響を把握するため、事業場内と下流の沢の水質検査を行っております。

2つ目、汚染実態調査でございます。これは、平成12年度です。現場の汚染実態を把握し、対策を検討するための初期調査として、廃棄物量の推計や廃棄物等に含まれる有害物質の分析などを行っております。

3つ目です。汚染実態詳細調査でございます。これは13年度です。廃棄物の分布や種類を把握するためにボーリング調査等を行っております。

4つ目、原状回復対策調査でございます。こちらは、平成14年度です。現場の原状回復に必要な施設配置等を検討するため、事業地の中、そして事業地の外の地質の構造調査を行っております。

3枚目にいきます。

このような調査を実施した上で、原状回復方針というものを決定しております。こちらは、専門家や地域住民の皆様の意見を聴いた上で、平成15年8月に原状回復方針を決定しております。

枠で囲んでございます。

1つ目として、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針とすると。

2つ目として、現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物と汚染土壌は全部撤去する、全量撤去を基本とするという方針を立てたところでございます。

4ページ目でございます。

産廃特措法の制定でございます。

国では、国内で相次いで発生した廃棄物不法投棄事案、こちらの青森の事案の他にも香川県の豊島ですとか、大量不法投棄事案が起きていましたので、都道府県が実施する原状回復事業に対して、財政支援を行うことができる、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」、これは一般的に「産廃特措法」と略して言っております。この産廃特措法を平成15年6月に制定いたしました。

町長さんの御挨拶にもありましたが、当初は、10年間の時限立法だったんですが、さらに、1.4-ジオキサンの話などもありましたけども、なかなか進まないということもあって、法律が再延長されまして、更に10年延びて、令和5年3月、今年度末までの時限立法ということになってございます。

こちらで法律に基づきまして、実施計画書を作っております。産廃特措法に基づき、県では、平成16年1月、環境大臣の同意を得まして、特定支障除去等事業実施計画書、「実施計画書」と呼んでおりますが、こちらを策定いたしました。

こちらの計画書に基づきまして、県では、現場周辺地域の生活環境を保全するため、これまで現場を取り囲む遮水壁の設置、浸出水処理施設の整備など、汚染拡散防止対策を講じた上で、不法投棄された廃棄物を全量撤去し、更には現場内地下水の浄化対策など、様々な取組を行って参りました。

5ページ以降、取組の写真を載せてございます。

まず、5ページ目でございます。

こちら、汚染拡散防止対策の緊急的対策として、平成16年度から17年度にかけて取った措置の写真でございます。上の写真が、緊急的遮水と言いまして、現場内にまだ不法投棄されたものが沢山ありましたので、そちらに雨水がかかって、雨水と廃棄物が接触しな

いように水を遮るシートを被せるというものでございます。

更に、この右下の写真でございますけども、こちらは、浸出水処理施設が出来るまでの間、緊急的対策として、仮設の浄化プラントを作ったものでございます。これが平成16年度から17年度までの対策でございます。

次、6ページでございます。

6ページが平成18年度以降、長期的対策を行ったものでございます。

まず、岩手県と青森県の県境のところに黄色い線が引いてありますけども、そちらは、県境部の鋼矢板というものでございまして、この現場の状況は地形的に、岩手県の方が高くなっておりまして、青森県は低くなっております。岩手県から青森県側に地下水が流れてくるような地形になっておりましたので、岩手県の方で、青森県側に地下水が入ってこないようにということで鋼矢板を打ってこれているというものでございます。

この黄色の鋼矢板に繋がっている青い線なんですけども、こちらが鉛直遮水壁というものでございまして、現場内の汚染地下水が周辺環境に拡散しないように、現場を取り囲って、この現場の中から地下水などがあまり出て行かないように設置したものでございます。この鋼矢板と遮水壁で、現場はしっかりとガードされているというような状態でございます。

左下の方、浸出水貯留池がございまして。こちらは、現場内の汚染地下水を浸出処理施設で処理する前に一時的に貯留するための池でございます。この図の中に現場の中にピンクの矢印があると思いますが、現場の中の地下水を1か所にまとめて浸出水貯留池の方に運んできて、ここで溜めて、次に水処理施設に行くという流れになっています。

その浸出水処理施設ですが、この1か所に溜めた地下水を汚染物質の濃度を周辺環境に影響を与えることのない水準まで低減し、環境に影響のない水準になったのを確認して、外に放流するというふうな流れになっております。

7ページでございます。これが、今、説明した鉛直遮水壁の詳細でございます。概要のところを御覧ください。

構造としては、水を通さないソイルセメントということになっていまして、更に現場の下流側、水が多いところにつきましては、鋼の板を置く構造になっています。

地中までの深さが約20m、厚さは50cm、長さは987mでございます。これは平成18年6月に完成しております。

8ページでございます。こちらは、浸出水処理施設の写真でございます。

この処理施設の概要でございますけども、建築構造としては、鉄骨造りが主体で、地下水室は鉄筋コンクリート造りになっております。延床面積は1,390㎡ということで、後ほど、御説明をいたしますけども、現場内の地下水の水質が改善したことに伴い、令和4年6月に稼働を停止して、現在、取り壊し作業中でございます。こちらにつきましては、後ほど、また改めて御説明をいたします。

次、9ページでございます。

先ほど、廃棄物全量撤去というお話をいたしましたけども、この撤去した時の写真、撤去の様

子の写真でございます。左上が廃棄物を掘り出すという様子でございます。

その隣が廃棄物を運ぶ、掘り出した廃棄物を運ぶにあたって、全て密閉されるような車両で、安全、確実に運搬をしたところでございます。

左下の写真は、汚染物が場外に出ないように洗車場も設置しておりました。

また、その隣の写真ですけれども、廃棄物輸送時の騒音を測定するため、モニタリングなども行ったところでございます。

次が10ページでございます。

廃棄物の全量撤去にあたりまして、最終的に廃棄物が残っていないことを住民の皆様と一緒に確認する場を設けさせていただきまして、これで全量撤去、確実に終わったということも住民の皆様にも御覧いただいた写真でございます。

11ページでございます。廃棄物の撤去実績でございます。

平成16年度から撤去を始めまして、平成25年度までの10年間に累計で115万トン、撤去しております。

12ページでございます。

県では、平成22年度に環境再生計画というものを策定しておりまして、それに基づいて、不法投棄現場の環境再生に努めております。こちらの写真なんですけれども、平成26年から27年度にかけてまして、企業の協賛ですとか、一般県民に参加いただきまして、植樹祭を行いました。このような活動を通じて、緑あふれる豊かな自然環境の再生を目指しております。

こちらは、26年度の県民植樹祭の写真でございます。

13ページです。

植樹を行った結果でございます。植樹直後は左側の写真です。まだ、茶色い部分が多いのが分かると思います。右側が令和4年10月に撮影した写真でございます。明らかに植樹した木々が育って、緑が増えているというのがお分かりになるかと思います。

続きまして、14ページでございます。地下水浄化対策、これは、26年度から取り組んでいるものでございます。

まず、地下水浄化計画の策定でございます。県では、廃棄物の撤去完了後も現場内に残る地下水に対応するため、協議会、学識経験者や地元田子町関係者を委員とする県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会で意見を聴きました上で、平成26年3月に現場地下水浄化計画を作っております。

そのターゲットとした物質なんですけど、1,4-ジオキサンというものを設定いたしました。この計画では、有害物質のうち、環境基準値と比較して、超過の割合が最も多い1,4-ジオキサンを対象物質にしております。この1,4-ジオキサン濃度を環境基準値以下とすることを目標として、浄化対策を続けてきております。

1,4-ジオキサンとはどういう物質か、というものを枠囲みで示しております。

有機化合物の一種で無色透明な液体。化学製品等の抽出・精製・反应用溶剤として広く用いられている。1,4-ジオキサンは水に溶けやすい性質があり、不法投棄された廃棄物に含ま

れていた 1,4-ジオキサンが雨水と一緒に地下に浸透したことにより、現場内地下水が汚染されたものと考えています。これは、現場内に投棄された焼却灰などの中に、化学薬品のようなものが混ざっていたということが確認されておりますので、そういうものから出たのではないかなというふうに推測しているところでございます。

この 1,4-ジオキサンによる地下水汚染は、本事案特有のものというわけではなくて、先ほども言いました香川県の豊島の不法投棄事案ですとか、他の自治体の不法投棄事案でも確認されております。やはり、広く用いられている物質でございますので、他の現場でも対応に追われているということでございます。

町長さんの御挨拶にもありましたが、平成 21 年の 11 月に環境基準項目に追加されたものでございます。なので、我々、産廃特措法に基づく事業を開始したのが平成 16 年 1 月からでございますので、そこから 5 年以上経ってから追加されたような有害物質だということでございます。

こちらは、1,4-ジオキサンをターゲットに浄化対策を行うことで、他に少し出ている有害物質の対策にもなるということで、まず、環境基準値超過の度合いが最も大きい 1,4-ジオキサンをターゲットに浄化対策を進めているところでございます。

次、15 ページでございます。

それでは、浄化対策というのは、具体的にどのように浄化をしているのかということの御説明でございます。

枠囲みですけども、清浄な水、きれいな水を注水しながら汚染された地下水を汲み上げることで、汚染の無い地下水に置き換えるという浄化手法を用いております。

これが、下の方が模式図になっているんですけど、現場は、この左端の県境部の鋼矢板と鉛直遮水壁で囲まれております。この囲まれた現場の中で、まず、13 ページ目、現場で一番高いところにある 1 号雨水貯留池に、きれいな水を溜めておいて、そこから現場の中にある注水井戸に水を行き渡らせるようにしております。

1 号雨水貯留池から、各現場内の注水井戸に水を送り込んでおりますが、ターゲットとしている地下水の層が 2 つございます。第一帯水層というのが地下約 8 m 前後。もう 1 つ、第二帯水層というのが地下 13 m 前後のところにあります、その 2 つの層で地下水浄化を進めております。

水を入れてやって、汚染地下水の汲み上げのところなんですけども、1 つは集水井戸といひまして、井戸から地中に横方向に管を出してございまして、広い範囲に管を通して、管から地下水を幅広い範囲で集めて汲み上げるという井戸でございます。もう 1 つは、その場所をターゲットにして汲み上げる揚水井戸と、この 2 つの汲み上げる手法を使って、汚染された地下水を汲み上げています。

汲み上げたものは、浸出水の貯留池に溜めて、それを浸出水処理施設で処理をして、水質調査により、周辺環境に影響のない水準であることを確認して放流をするという流れで進めているところでございます。

次は16ページです。

これまでの取り組みの結果、現場周辺地域の水質モニタリングにおいて、1,4-ジオキサンの環境基準超過は確認されておりません。この図で赤い色が付いているのが現場でございます。ここが現場ですけども、現場周辺の河川ですとか湧水を調査しております。

ポイントが8地点ほどあるんですけども、右上の方のア-11、13、19、20というのが、測定開始以降不検出と。ア-22という場所は、22年5月以降検出されていません。ア-21は、平成30年2月以降検出されていません。ア-14とア-17は、少し検出されている部分があるんですけど、それでも環境基準値、点線で示したところよりは、はるかに下回っておりますので、環境への影響は確認されておりません。

続きまして、17ページです。

先ほど、周辺環境のデータを見ていただきましたが、今度は現場の中の話です。囲まれている現場の中の話でございます。

これまでの結果、現場内の地下水は、周辺環境に影響を与えることのない水準まで浄化が進んできております。これは、現場内地下水の1,4-ジオキサン濃度を示したものでございます。こちら、平成30年の2月を最後に周辺環境に影響を与えることのない水準ということで、要は、水処理施設は、この周辺環境に影響を与えることのない水準まで処理をして放流するというための施設なんですけども、もう水処理施設で処理しなくても良いぐらいの水質に改善されたということで、もう4年以上もずっと、周辺環境に影響を与えることのない水準ということで、更に、グラフを見ていただくと分かるように、どんどん右肩下がり環境基準値に近づいているというような形になっております。現場内の地下水の水質が良くなってきているということでございます。

続きまして、18ページでございます。

このように、地下水の、現場内地下水の水質が改善されてきているということがございましたので、浸出水処理施設の撤去ということを決めています。これまで実施してきた地下水浄化対策の結果、現場内の地下水は、周辺環境に影響を与えることのない水準まで浄化が進み、1,4-ジオキサンを含む全ての有害物質について、先ほど見ていただいたグラフのとおり、平成30年2月からずっと浸出水処理施設の処理が不要な状況というものが継続されております。

更に、専門家の方に、この水質のデータを統計学的に解析していただきました結果、今後、水質が悪化する可能性というのは、限りなくゼロに近いというような結論をいただきましたので、令和4年2月に開催した協議会におきまして、浸出水処理施設の撤去というものが了承されました。

これを受けまして、昨年6月から施設の稼働を停止して、今年度中の撤去完了に向けて、現在、工事を進めているところです。

浸出水処理施設も今、停止して撤去しているんですけど、万が一の対応として、先ほども言ったとおり、水質が悪化する可能性というのは、今後限りなくゼロに近いというふうな結

論に達しているんですが、本当に万が一、不測の事態の対応に万全を期すということを考えまして、浸出水の貯留池というものを残置して、一時的に水を溜めておけるような設計とするなど、住民の皆様の安全・安心のための取り組みを行っています。

それを示したのが19ページでございます。

現場内、鋼矢板とか遮水壁に囲まれているんですけども、そこから1か所に集めた水を、今はもう水処理施設を撤去中でございますので、浸出水の貯留池に溜めて水質を確認して放流するという流れになっています。

先ほども言ったとおり、もう既に現場内からまとまって出てくる水につきましては、水処理施設の処理が不要なレベルに水質が改善されておりますので、そのようにしております。

もし、万が一、水質が悪化した時には、貯留池が2つ分かれおりますけども、そこに一旦溜めておいて、放流はストップする。水質を確認して、また放流できるレベルになったら放流するというようにしております。本当に万が一の対応ということでございます。

次は20ページでございます。

現場内地下水の浄化終了要件でございます。

それでは、現場内地下水、どのぐらいのレベルになったら浄化が終わるのかということですが、こちらにつきましては、令和2年11月の協議会で次のとおり了承されております。枠囲みのところです。

① 注水・揚水による浄化の終了

先ほど、注水・揚水の、今やっている浄化の仕組みというものをお知らせいたしましたけども、実際に終了要件につきましては、現場内の4つのエリア、要は1.4-ジオキサンの濃度分布等により4つのエリアに分けておりまして、それぞれについて、エリア平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の年平均値が環境基準値を下回った場合には、注水・揚水による浄化を終了するというふうにしております。

エリアの中には、それぞれ観測するポイントがあるんですけども、その平均をとって、年平均値が環境基準値を下回ったら、そのエリアについては、注水・揚水の浄化を終了するものでございますが、注水・揚水による浄化が終わった後は、個別に、もし環境基準値を超えているような井戸がありましたら、その井戸のモニタリングを継続するというものでございます。

③の浄化終了、最終的にどうなったら終わるかというところですが、全ての観測地点の測定結果が1年間継続して環境基準値を下回った場合には、浄化終了と判断するということが浄化終了要件でございます。

現在、どのような状況かというのが、21ページ目でございます。

先ほど、4つのエリアに分けてというお話をいたしました。

第一帯水層、地下約8m前後と第二帯水層、地下約13m前後でそれぞれ2つのエリアに分けて、全部で4つエリアがございます。

第一帯水層につきましては、環境基準値である0.05というものの、県境部エリアで

0.043、中央・下流エリアで0.044ということで、0.05を下回っています。

第二帯水層につきましては、黄色い色が付いている低濃度エリアにつきましては0.025ということで、0.05を下回っております。

ただ、このピンク色の部分ですね。高濃度エリアというところが、平均をとっても0.41ということで、ここが高いということになっています。

ただ、4つのうちの3つのエリアの注水・揚水による浄化の終了要件を満たしているという状況でございます。

22ページです。

それでは、1つ高いというエリア、第二帯水層、このエリアの浄化はどうなっているかというところなんですけども、こちらの方の1.4-ジオキサン濃度も低下傾向にありまして、浄化は着実に進んでおります。このグラフを見ていただければ分かるとおおり、ずっと右肩下がり、デコボコはありますけども、順調に下がってきているというような状況でございます。

23ページでございます。

浄化対策の継続でございます。

当初の計画では、産廃特措法が失効する令和4年度中に地下水浄化を終了する予定でございました。ただ、やはり、今見ていただいた第二帯水層ですとか、一部に予測よりも浄化が遅れている場所がございますので、協議会で了承された浄化終了要件を満たしていないということで、来年度以降も浄化対策を継続させていただくということになりました。

浄化終了時期の見通しでございます。

それでは、いつ終わるのだろうか？という見通しでございますが、エリアで1つ高いところ、第二帯水層高濃度エリアの平均濃度が環境基準値以下となる時期につきましては、やはり、どうしても地下水、地下の中のことでございますので、正確に予測するということは、大変困難でございますが、今のデータをベースに、現在のペースで浄化が進むとすることと計算してみると、あと4、5年程度はかかるのかなということでございます。

従って、全ての地点で1年間継続して環境基準値を下回るという最終的な浄化の目標が達成される時期は、それ以降となる見通しでございます。

早期の浄化終了に向けた取り組みといたしまして、今、御紹介いたしました注水・揚水による浄化というものを継続しまして、早期に地下水浄化が終了するよう、引き続き全力を挙げて取り組んで参ります。

次、24ページでございます。

来年度以降の浄化対策を着実に進めるための取組ということで、産廃特措法が今年度末で期限を迎えて終わりになるというお話をいたしました。そうすると、法律に基づいて、今まで受けていた財政支援というものが受けられなくなります。我々と同じような事業をやっている自治体が本県を含めて15あります。どの自治体も、やはり、今後も浄化対策を継続する必要があるということで、本県を含む15自治体が連携して、また更に田子町さんの協力もいただいて、国などに要望活動を行いました。

主な活動内容が、下の表になっております。

令和4年5月には、環境大臣に15自治体連名で要望書を提案しています。

6月には、県単独での環境大臣にお会いしています。

7月には、本県選出の滝沢参議院議員が、当時、自民党の環境部会長だったということもございまして、滝沢部会長の方に15自治体の要望書をお渡ししております。

7月には、田子町長さんの方から、環境省の方に要望していただいております。

10月、11月には、総務大臣、財務大臣に、15自治体で連携して要望させていただきまして、その結果、去年の12月に国の補正予算が成立いたしましたして、来年度の事業につきましては、予算化されております。そこが、「財政支援の継続の決定」というところに書いているんですけども、ただ、来年度分は確定したんですが、令和6年度以降の財政支援につきましても、環境省では、まだ、公表していないんですけども、複数年の支援ということで検討されているというふう聞いてございます。

最後、25ページでございます。

こちらは、13ページの1号雨水貯留池のところが一番高いところなんですけど、そこから写した写真になります。

夏ぐらいになると、緑が生い茂った姿が見られるほど、原状回復が着実に進んでいます。

26ページでございます。最後でございます。

「さいごに」ということで、青森・岩手県境不法投棄事案への対応につきましては、これまで住民の皆様の御理解・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

県は、これまでも、これからも、地元住民の皆様の安全・安心のために取組を進めて参ります。

不法投棄現場の原状回復が早期に完了するよう、引き続き全力を挙げて対策に取り組んで参ります。以上で県からの説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

(司会)

それでは、皆様からの御質問を承りたいと思います。

発言を希望される方は、その場で挙手していただき、最初にお名前をお知らせいただきますようお願い申し上げます。

(住民)

宇藤と申します。

24ページの、これからも支援を求めていくということでしたが、田子町と同じような事象の自治体が多いんですか。例えば、私たちのところは、今、1.4-ジオキサンのことで対策を進めていただいておりますが、他の自治体もそういう事例でいろいろお話し合いを進めているのか。何故こういう質問をしているかという、田子町の解決していく方法が、他の自治体にも何か良い参考にもなれば良いなと思って、こういう質問をしました。

(県)

お答えします。

1,4-ジオキサンの話ですが、他の自治体の事案でも対応に追われています。本県と同じような規模の現場で全量撤去したというのは香川県の豊島のみで、他はキャッピング、廃棄物を撤去しないで封じ込めをしているところがほとんどでございます、そちらの方が、モニタリングとか、かなり長期間にわたってやらないといけないのではないかと考えております。

ただ、全量撤去した豊島でも、やっぱり1,4-ジオキサンというのは、まだ低減はされていなくて、排水基準は満たしているんだけど、環境基準までとなるとまだまだかかるというふうに聞いています。以上です。

(住民)

田子町は、全量撤去させていただいて、住民の人たちが、まだそういうのに取り組んで、もういいんじゃないのって、いろんな財政支援をいただいてきていて、あと4、5年かかるという御説明でございましたけども、私は、この全量撤去させてもらって、とても感謝しています。もし他のところがキャッピングしながら、これか先も取り組んでいくのだったら、取り組むにしても、大変なことなんじゃないかなと思っておりました。

(司会)

ありがとうございます。

他に御質問ございますでしょうか。

(住民)

田子町から撤去した廃棄物は、どちらの方に持って行かれたのか教えてください。

(県)

県内の処理施設の方で適正に処理しています。

(司会)

他に御質問はございませんでしょうか。

(発言なし)

(司会)

それでは、これをもちまして説明会を終了させていただきます。

本日は、説明会に御参加いただきありがとうございます。